

最新
歯科衛生士教本

歯科診療補助論

第2版

一般社団法人 全国歯科衛生士教育協議会 監修



*Textbook for
Dental Hygienist
Education*

医歯薬出版株式会社

歯科衛生学シリーズ

第2版

歯科診療補助論

一般社団法人
全国歯科衛生士教育協議会 監修

医歯薬出版株式会社

1 章

歯科診療補助の概要

到達目標

- 1 歯科衛生士の法的位置づけを説明できる。
- 2 歯科衛生士の行う歯科診療の補助を説明できる。
- 3 他の医療職種が行う診療の補助業務を説明できる。

1 歯科衛生士法における歯科診療補助の位置づけ

1. 歯科衛生士の業務と歯科診療補助

歯科衛生士の資格については歯科衛生士法に定められており、その業務を理解するためには、自らの職種のあり方を正しく理解することが必要である。

歯科衛生士法

第2条 この法律において「歯科衛生士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、歯科医師（歯科医業をなすことのできる医師を含む。以下同じ。）の指導の下に、歯牙及び口腔の疾患の予防処置として次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。

- 一 歯牙露出面及び正常な歯茎の遊離縁下の付着物及び沈着物を機械的操作によつて除去すること。
 - 二 歯牙及び口腔に対して薬物を塗布すること。
- 2 歯科衛生士は、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第31条第一項及び第32条の規定にかかわらず、歯科診療の補助をなすことを業とすることができる。
- 3 歯科衛生士は、前二項に規定する業務のほか、歯科衛生士の名称を用いて、歯科保健指導をなすことを業とすることができる。



歯科衛生士法
『保健・医療・
福祉の制度』
p.20-32

歯科衛生士の業務は、**歯科予防処置**、**歯科診療の補助**、**歯科保健指導**を中心に行われているとされている。保健師助産師看護師法第5条より、看護師は、**療養上の世話**（いわゆる看護）または診療の補助を行うことを業とする者として定められて



補助業務と医
業と歯科医業
『保健・医療・
福祉の制度』
p.28, 29

いる(業務独占)。よって、診療の補助は看護師にのみ認められている業務であるが、歯科診療の補助に関しては、歯科衛生士が行うことが認められている。そのため、歯科診療の補助を看護師・歯科衛生士の資格をもたない者が行うことは違法であり、保健師助産師看護師法違反として罰せられることとなる。

一般的には、「補助」は「手伝う・助ける」という意味合いで用いられることが多く、歯科診療の補助についても、歯科診療を行う術者の作業を「手伝う・助ける」こととして物の受け渡しなどの単純作業を行う業務と考えられがちである。しかし、保健師助産師看護師法で規定されている「補助」は、医師・歯科医師が行う医行為・歯科医行為の一部であり、術者として患者に提供する、医学・歯学として専門性の高い行為を指している。実際に提供される診療の補助の行為は、医師・歯科医師の指示に従い、看護師の修得している能力(知識・技能)の範囲で行われるものであり、当然のことながら、資格をもたない者は行うことが許されないものである。同様に、歯科衛生士が行う歯科診療の補助についても、歯科医師の指示に従い、歯科衛生士の修得している能力(知識・技能)の範囲で行われる歯科医行為である。

「歯科診療の補助」を正しく理解するためには、「診療の補助」の規定、運用についての十分な理解が必要となる。以下にポイントを示す。

- ・「診療の補助」は、医師・歯科医師の行う行為の一部である。
- ・「歯科診療の補助」に限り、歯科衛生士が行うことができる。
- ・歯科衛生士の「歯科診療の補助」は、歯科医師の指示のもとで行う。
- ・看護師・歯科衛生士の資格をもたない者が「歯科診療の補助」を行うことは違法である。
- ・看護師の業務独占として、療養上の世話(いわゆる看護)または「診療の補助」を行うことができる。

2. 歯科衛生実践の考え方

1) 歯科治療の需要のなかでの口腔機能管理

歯科治療の需要に関する将来予想のイメージでは、いままでの歯科治療は“削って治す”という形態を回復することが大きな部分を占めていたが、これからは、う蝕や歯周病などの管理・重症化予防、口腔機能の管理・回復、さらに在宅・訪問診療への対応が増すとされている。(図I-1-1)

わが国では、歯や口腔に対する健康の重要性が注視されるとともに、歯科専門職による口腔健康管理への取り組みも求められるようになってきた。その中で、口腔清掃を含む口腔環境の改善など口腔衛生に関わる行為を「口腔衛生管理」、口腔の機能回復および維持・増進に関わる行為を「口腔機能管理」とし、この両者に含まれる行為を「口腔健康管理」と定義した。この定義は、歯科医行為、歯科予防処置、歯科診療の補助、歯科保健指導と「口腔ケア」の行為との区別にも関係している。